

# 朝来市公共交通通勤利用

## 助成金 (補助金・奨励金)





朝来市では、鉄道や路線バス(=公共交通)による通勤利用を推進しています。

この度、公共交通を使って通勤をされる方や法人などを対象とした、補助金・奨励金制度を創設しました。

私たちの大切な公共交通を将来にわたって存続させるため、これをきっかけにあなたも公共交通による通勤をはじめてみませんか?

#### 1 交付対象者

- (1)補助金 市内又は市外の法人等に勤務しており、公共交通の定期券を購入して通勤している者。※市外の法人等に勤務している場合の交付対象者は、市民に限ります。
- (2) 奨励金
  - ①市内に事務所若しくは事業所を有する法人等の代表者で、従業員等が定期券を購入しているとき。
  - ②市外の法人等の代表者で、定期券を購入した従業員等が市内に住所を有する者であるとき。※令和4年7月1日以降の購入分から対象となります。

#### 2 交付対象区間

(1)鉄 道 JR 山陰本線: JR 養父駅から上夜久野駅までの間

JR播 但 線: JR 和田山駅から寺前駅までの間

- (2) 路線バス 全但バス㈱及びウイング神姫㈱が運行している路線バスの市内全区間
- 3 補助金・奨励金の額
- (1)補助金【個 人】 定期券の購入価格の 8分の1(100円未満切り捨て)
- (2) 奨励金【法人等】 定期券の購入価格の 8分の3(100円未満切り捨て)

#### 4 交付申請・交付決定

補助金・奨励金とも、所定の様式に必要書類を添付して、交付申請を行います。市は、提出された申請書等を審査した上で、結果を申請者に通知します。

5 補助金・奨励金についての問い合わせ先

朝来市都市整備部都市政策課

電話:672-6127 (直通)

FAX : 672 - 3440

Mail: toshikaihatsu@city.asago.lg.jp

市ホームページアドレス: https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/2408.html

※本制度の紹介と申請書のダウンロードが可能です。

※裏面に「よくある質問」を記載していますので、参考にしてください。

### 朝来市公共交通通勤利用補助金・奨励金「よくある質問」

Q:定期券の有効期間は、1・3・6か月のいずれでも対象になりますか。

A:いずれでも対象になります。

Q:アコバスは対象になりますか。

A: アコバスには定期券がないため対象外です。鉄道(JR)と路線バス(全但バス・ウイング神姫の市内路線)が対象になります。

Q:私は、豊岡市内の会社に通勤していますが、この助成制度を活用して鉄道通勤に変更しようと考えています。この場合、竹田駅から豊岡駅までの定期券購入経費が対象となるのですか。

A: 竹田駅から養父駅の間が助成対象区間になります。購入された竹田駅から豊岡駅までの定期 券の写しを申請書に添付していただき、市で対象区間分の定期券代を基に、助成金額を決定し ます。

Q:私は、竹田駅から生野駅まで鉄道で通勤し、生野駅から路線バスで生野町内の会社まで通勤 しようと思いますが、生野駅からの路線バス分も助成対象になりますか。

A:助成対象になります。ただし、定期券の購入が条件になります。

Q:従業員等と法人等が同じ助成制度になっているのはなぜですか。

A:通勤手段については、従業員等の考え方だけでなく、法人等の理解と協力が必要になることから、従業員等と法人等が一体となり、公共交通による通勤が推進されるようにするためです。

Q:法人等が奨励金を請求する場合、個人ごとに申請するのでしょうか。

A:申請用紙は5名まで記入することができます。5名を超える場合は、複数に分けて申請してください。

Q:補助金や奨励金の使い方に制限はありますか。

A:補助金、奨励金ともに制限はありません。なお、領収書等の提出は不要です。

Q:国や地方公共団体に勤務している職員は対象になりますか。

A:対象になりません。

Q:私は、3交代勤務がある仕事をしているため、通勤での公共交通利用はできませんが、公共 交通の維持・存続に協力したいと考えています。通勤ではない公共交通利用に対しての助成制 度はないのでしょうか。

A: JR播但線を団体で利用した場合の助成制度がありますが、現在、団体要件や申請方法等について、市民の皆さんが利用しやすい制度に改正すべく検討を行っています。

個人や団体で、通勤以外での利用に対する助成制度としていく予定ですので、改めて市広報誌等を通じてお知らせします。

#### 【具体例】60,000円の通勤定期を購入した場合

従業員等の個人に補助金として、8分の1にあたる7,500円 ( $60,000 \times 1/8$ ) 法人等に奨励金として、8分の3にあたる22,500円 ( $60,000 \times 3/8$ ) を交付します。